

既往の政府方針等	—
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内のみ事務所、事業所等が存在する製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（18-5）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名）</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在する家庭用品の製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することが目的としている。</p> <p>家庭用品の製造事業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査は、表示の標準に適合しない製品の流通を防止するために実施するもの。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、表示の標準に不適合の家庭用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・表示の標準に不適合の家庭用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、全国一律の法の運用の観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・当該報告徴収・立入検査は、消費者からの苦情や市場モニタリング等の結果を受け、当該製品に貼付されている表示について、その表示されている事項が「表示の標準（家庭用品品質表示法第三条）」で規定する技術的要件を満たしているかを、当該製品の試験データをJIS規格等と照合するなどして確認・精査するものであるため、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	95人の内数

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。			
		H19fy	H20fy	H21fy
	報告徴収	0	0	0
	立入検査	0	0	0
	※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。			
備考	消費者庁の設置にともない、本法は消費者庁に移管されており、地方移譲については消費者庁との調整が必要。			

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：家庭用品品質表示法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・販売（卸売業者）・表示事業者の不適正表示の申出受理及び調査、製造・販売（卸売業者）・表示事業者に対する報告徴収・立入検査・指示等を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反対応</td> <td>155</td> <td>497</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	0	1	0	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	0	0	改善命令、表示の禁止の執行	6	5	0	違反対応	155	497	88
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	0	1	0																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	0	0																		
改善命令、表示の禁止の執行	6	5	0																		
違反対応	155	497	88																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				

<p>既往の政府方針等</p>	<p>家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造事業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。(平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定)</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※ 一の都道府県内にのみ事務所、事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一の都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>消費者庁の設置にともない、本法は消費者庁に移管されており、地方移譲については消費者庁との調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（32-1）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者に対する容器包装リサイクル法に基づく報告徴収（法第39条）及び立入検査（法第40条）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。 当該事務は、法律の施行に必要な限度において実施することができる、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立ち入り、帳簿、書類等の検査。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・当省保有の事業者データベースや民間団体の保有するデータベース等を活用し、容器包装を使用している可能性があるにも拘わらず、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を果たしていないことが判明した場合 ・事業者が容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を果たしていない又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） 当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>19年度（報告徴収0件、立入検査0件） 20年度（報告徴収0件、立入検査0件） 21年度（報告徴収1件、立入検査0件）</p>
備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的： 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。</p> <p>○根拠法令： 容器包装リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器多量利用事業者からの定期報告の受理（法第 7 条の 6） ・特定事業者に対する報告徴収（法第 39 条） ・特定事業者に対する立入検査（法第 40 条） <p>○経済産業局の具体的な業務概要： 経済産業局において、事業者からの報告内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>67 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>19 年度（報告徴収 0 件、立入検査 0 件） 20 年度（定期報告 293 件、報告徴収 0 件、立入検査 0 件） 21 年度（定期報告 285 件、報告徴収 1 件、立入検査 0 件）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（32-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する家電リサイクル法に基づく報告徴収（法第52条）及び立入検査（法第53条）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収 ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・一般消費者等から、法違反が疑われる情報が寄せられた場合 ・その他法律違反等の可能性がある小売業者又は製造業者等 ・毎年一定数の小売業者又は製造業者等に対する定期的な立入検査等、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限） ・さらに、当該事務は、廃棄物処理法等の廃棄物行政についての知見のみならず、家電リサイクル法そのものの理解に加え、法の義務履行のため製造業者等が自主的に整備しているリサイクルシステムや家電リサイクル券の運用についての知見等が必要であることから、それらに熟知した職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>立入検査 21年度 520件、20年度 459件、19年度 460件 報告徴収 21年度 0件、20年度 0件、19年度 0件</p> <p>※経済産業局が実施した件数であり、一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に係る件数は内数。</p>
備考	環境省と共管であり、調整が必要。

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的：小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性の確保 ○根拠法令：特定家庭用機器再商品化法 ○経済産業局の具体的な業務内容：小売業者又は製造業者等からの報告徴収を（特定家庭用機器再商品化法（以下「法」）第 52 条）、小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第 53 条）を実施。 ・報告徴収 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収、内容確認 ・立入検査 立入検査の計画策定、検査先の選定、検査・指導・フォローアップ、本省への報告・相談 ※法第 56 条及び同施行令 7 条により、経済産業局長に委任（但し、主務大臣が自ら行うことも妨げていない）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>67 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>立入検査 21 年度 520 件（速報値） 20 年度 459 件 19 年度 460 件 報告徴収 21 年度 0 件（速報値） 20 年度 0 件 19 年度 0 件 ※経済産業局が実施した件数</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解 H22.7.15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p></p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）： 一の都道府県内等のみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>環境省と共管であり、調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（32-3）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する食品リサイクル法に基づく報告徴収（法第24条第1項）及び立入検査（法第24条第2項及び第3項）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。 当該事務は、法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者、登録再生利用事業者、再生利用事業計画認定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立ち入り、帳簿、書類等の検査等の実施。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・事業者における食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用の実施状況が不適切である又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 19年度（実績なし） 20年度（実績なし） 21年度（実績なし）
備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省、国土交通省）との調整が必要。

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令 食品リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受付（法第 9 条第 1 項） ・登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知（法第 11 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項） ・登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示（法第 15 条第 1 項及び第 2 項） ・登録再生利用事業者の登録の取消し（法第 17 条第 1 項及び第 2 項） ・食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項） <p>○経済産業局の具体的な業務内容 経済産業局において、事業者からの報告・申請内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、食品廃棄物等の発生量、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>67 人の内数</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>19 年度（登録受付 6 件、その他の事務は実績なし） 20 年度（登録受付 4 件、料金届出 4 件、その他の事務は実績なし） 21 年度（定期報告 89 件、登録受付 5 件、その他の事務は実績なし）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>—</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省、国土交通省）との調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（ 32-4 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査
----------------	---

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある指定表示事業者に対する資源有効利用促進法に基づく報告徴収及び立入検査（法第37条第2項）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。 当該事務は、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施するもの。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・当省が実施している資源有効利用促進法の施行状況調査（アンケート及び店舗調査）において、識別表示の実施状況が不適切である又はその可能性があることが判明した場合 ・指定表示事業者における識別表示の実施状況が不適切である又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） 当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	55人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>19年度（報告徴収0件、立入検査0件） 20年度（報告徴収0件、立入検査0件） 21年度（報告徴収0件、立入検査0件）</p>
備考	共管省庁（農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。</p> <p>○根拠法令 資源有効利用促進法に基づく指定表示事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第 37 条第 2 項）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 経済産業局において、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>－</p>
<p>関係職員数</p>	<p>55 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>19 年度（報告徴収 0 件、立入検査 0 件） 20 年度（報告徴収 0 件、立入検査 0 件） 21 年度（報告徴収 0 件、立入検査 0 件）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>－</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>－</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>－</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>① 対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（35）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収 等	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導・助言（法第6条）、報告徴収・立入検査（法第87条3項）等） （併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 省エネ法では、エネルギーを使用して事業を行う者がエネルギーの使用の合理化を実施する際の目安となるべき判断基準を示して、当該事業者によるその遵守を求めている。 権限の付与を検討するのは、現在、経済産業局において、必要に応じて実施している、エネルギー使用合理化の状況等に関する指導・助言、報告徴収・立入検査等である。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・民間団体等に委託して実施している工場現地調査の結果から、判断基準の遵守状況が不十分であると判断した場合 ・定期報告書の内容から、判断基準の遵守状況が不十分であると判断した場合 ・その他法律違反等の可能性がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） 事業者は都道府県を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。（併行権限） その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への併行権限の付与を検討していく。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	107人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※ 当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>平成19年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 2,237件 等（内数）</p> <p>平成20年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約530件 等（内数）</p> <p>平成21年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約480件 等（内数）</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的：内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること</p> <p>○根拠法令：エネルギーの使用の合理化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定事業者等の指定に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) エネルギー使用状況届出書の受理 (2) 特定事業者等の指定 2. 特定事業者等からの報告に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) エネルギー統括責任者・企画推進者及び管理者（員）選任届出書の受理 (2) 定期報告書の受理 (3) 中長期計画書の受理 3. 特定事業者等への措置に関する事項 <p>指導・助言、報告徴収・立入検査 等</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>107人の内数</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 496件 ・中長期計画書等の提出 21,553件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 8,254件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 2,237件 等 <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 576件 ・中長期計画書等の提出 22,419件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 約8,500件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約530件 等 <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 478件 ・中長期計画書等の提出 22,580件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 約8,600件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約480件 等
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解H22.7.15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	
<p>既往の政府方針等</p>	<p>第2次勧告（地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日） 平成22年4月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>A-a (平成22年4月施行の改正法の執行状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p>	<p>①</p> <p>本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域的实施体制ではかかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域的实施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域的实施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。</p> <p>また、改正法では規制対象を従来の「事業所単位」から「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域的实施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。</p> <p>他方事業者にとっては、都道府県、広域的实施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の新設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。</p> <p>以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域的实施体制のみでは対応できず、国による執行が必要である。</p> <p>なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当であるが、改正法の執行状況を踏まえつつ、近接性の観点から一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することとし、その詳細について検討する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（38-1）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	品確法の施行に関する事務 等 ・揮発油（ガソリン）販売業者等の報告徴収、立入検査	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲するを検討する事務・権限名） 給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） ○目的： 国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。</p> <p>○対象：揮発油販売業者、軽油販売事業者及び灯油販売事業者</p> <p>○業務内容：揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油（ガソリン）販売業者等に対する報告徴収（法第20条第1項）、立入検査（法第20条第2項）</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、規格不適合の揮発油等が、販売されたまたはその可能性がある旨情報を得た場合 ・規格不適合の揮発油等が販売されたまたはその可能性がある旨事業者や元売事業者等から報告があった場合 ・一般消費者等から、品質に関する苦情が寄せられた場合 ・その他法律違反等の可能性がある場合 等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・品確法及び揮発油（ガソリン）等の危険物の品質に関する知識を持った職員を最低2名以上充てる必要がある（立ち入り検査を実施に当たっては、ダブルチェックや客観性の担保等の観点から最低2名の職員が必要）。</p> <p>・揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示が必要であること等から、引き続き局も実施する。（併行権限）</p> <p>・立入検査・報告徴収は、経済産業大臣が品確法違反者に対する事業停止命令等を科すかどうか等の判断を下すのに必要な情報の収集を目的とするものであることから権限移譲に当たっては、全国一律の基準の下、経済産業省又は経済産業局に事前の連絡や結果の報告を行うなど緊密な連携体制を構築することが必要。</p> <p>・また、改善策などの事業者との調整に基づく当面の措置・指導に関しては、全国で事業を展開する石油元売企業や複数都道府県で事業を展開する大手特約店の経営判断とも密接に関連する場合等には、経済産業省と当該企業との連絡調整の結果を適切に反映することが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	68人の内数

事務量(アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 ○平成 19 年 揮発油販売業者への立入検査：713 件 ○平成 20 年 揮発油販売業者への立入検査：699 件 ○平成 21 年 揮発油販売業者への立入検査：598 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	○目的：国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。 ○根拠法：揮発油等の品質の確保等に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容：揮発油（ガソリン）販売業者等の報告徴収、立入検査 等
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	68 人の内数
事務量 (アウトプット)	○平成 19 年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：26,160 件 立入検査：713 件 ○平成 20 年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：32,129 件 立入検査：699 件 ○平成 21 年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：21,824 件 立入検査：598 件
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	②、③ 揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。 ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、併行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一の都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限（指示等の処分は除く）については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。
備考	

A-a
(給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないように担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（併行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)

C-c
※上記以外のもの

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局

整理番号（2-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務（地方移譲に係るもの）
----------------	----------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約等に関する事務（具体的な内容） 地方整備局の行う入札及び契約に関すること。
予算の状況（単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	【根拠法令】 地方整備局組織規則 【業務内容】 ・地方整備局の行う入札及び契約に関すること。
予算の状況（単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	地方に移管される事務に対応する入札及び契約等に関する事務は地方において行うべきである。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局	整理番号（7）
-------------	---------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	事業評価及び費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事に係る評価の適正化に係る技術基準に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 ・ 公共工事に係る費用の縮減に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	—
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局

整理番号（8-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	技術的審査、検査及び調査に関する事務（地方移譲に係るもの）
----------------	-------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査に関する事務（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・土木工事の検査に関する事務 等
予算の状況（単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>地方整備局組織規則</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の技術的審査に関する事務 ・入札及び契約の制度の技術的事項その他の事業に関する技術及び管理の改善に関する事務 ・土木工事の検査に関する事務 等
予算の状況（単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>A - a</p> </div>
備考	